

(仮称)三大明神風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、三大明神山周辺を大規模に開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、最新の知見及び評価手法を採用し、予測及び評価については内容が簡明となるよう可能な限り定量的方法を用いること。また、その過程において新たな変更要因が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に措置すること。
- (3) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載されている計画内容は、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）の段階から十分な具体化が見られないことから、風力発電機及び変電所・取付道路等の付帯設備の位置・規模並び構造・配置について、環境影響ができるだけ回避又は低減されるような複数案を検討し、その検討結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に具体的に記載すること。
- (4) 工事で使用する建設機械及び車両の種類、数量及び経路については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、それらの計画を綿密に検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。
- (5) 対象事業実施区域周辺において実施予定の他事業による環境負荷について、出来る限り環境影響評価に反映させること。

2 大気質について

- (1) 建設機械の稼働時における窒素酸化物の調査地点については、広範な対象事業実施区域内での稼働が想定されることから、方法書で設定している調査地点に加えて、適切に追加すること。
- (2) 建設機械の稼働時における粉じんの調査地点については、方法書で設定している調査地点は偏在しているため、まだ設定がない方角で追加すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 対象事業実施区域周辺には住居が1km以内に14戸あり、事業実施に当たり騒音、振動及び低周波音の影響が懸念されることから、詳細な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 建設機械の稼働時における振動については、近傍の住宅等にまで伝播する可能性が低いことから環境影響評価項目として選定しなかったとしているが、建設機械の稼働範囲によっては生活環境に影響が及ぶ可能性があるため、環境影響評価項目として選定すること。
- (3) 施設の稼働時における騒音及び低周波音について、方法書によれば調査、予測及び評価は距離減衰式によるものとして、対象事業実施区域付近で住居が存在する7地点を設定しているが、地形、風向や風速及び波動の回折効果等により遠方まで伝播する可能

性があることから、さらに広い範囲から調査地点を追加すること。

また、それらの調査期間は状況を代表する3日間としているが、騒音及び低周波音の伝わり方は地形、風向及び風速に左右されることから、調査期間を四季それぞれに適切に設けること。

4 地盤について

対象事業実施区域周辺には湯ノ岳断層が存在し、そのずれによる地震も発生していることから、風力発電機の安全な配置について慎重に検討すること。

5 水環境について

(1) 対象事業実施区域周辺は、いわき市水道水源保護条例に定める水道水源保護地域であり、生活用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、土地の改変や森林の伐開による地下水及び湧水の水量への影響について十分に調査、予測及び評価を実施し、影響が見込まれる場合は適切な環境保全措置を検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 風力発電機の基礎工事においてはコンクリートが使用されることから、工事の実施時における水の濁りと水素イオン濃度について調査、予測及び評価し、影響が見込まれる場合には適切な環境保全措置を検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐため、仮設沈砂池の設置や生活排水対策を綿密に検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。

6 風車の影について

本事業計画は、標高700m前後の山上に多数の風力発電機を設置する計画であることから、施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が景観に与える影響はより広域に及ぶと考えられるため、できるだけ広域での調査、予測及び評価を実施すること。

また、その影による影響が明らかになった場合には、必要な環境保全措置を検討すること。

7 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定すること。

なお、植物の調査については、対象事業実施区域の地形に合わせ、トランセクト法の採用を検討すること。

また、事業実施により河川の源流域での水の濁り等の影響が懸念されることから、水生生物の調査範囲はより上流側にも広く設定すること。

(2) バードストライクについては、平成27年9月末に環境省が改訂公表した「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の計算方法を用いて評価し、施設の稼働に当たり必要な環境保全措置を十分に検討して、その検討結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し、

必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施すること。特に食物連鎖の上位に位置する猛禽類の保護については、生態系保全の観点から重要であるため、十分に配慮すること。

- (4) 工事の実施における土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生息域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定している区域及びその周辺における生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないような施工方法を検討すること。

8 景観について

本事業計画は、標高700m前後の山上に多数の風力発電機を設置する計画であることから、景観への影響はより広域に及ぶと考えられるため、できるだけ広域での調査、予測及び評価を実施すること。

また、風力発電機の大きさ、形、塗色や配置等を計画するに当たっては、対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在し供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が指摘されていることから、フォトモンタージュ等の具体的方法を用いて評価し、影響を回避又は低減するよう必要な対策を講じること。

9 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域とその周辺には、いわき七峰縦走コースをはじめ複数のハイキングコースやアウトドア施設等が存在し、利用者等への影響が指摘されていることから、準備書では出来るだけ多くの調査地点を設定すること。

10 廃棄物について

本事業では、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

11 その他

- (1) 施設供用中は発電量について常時把握し、効率的な運転及び保守管理を確実に実施すること。
- (2) 近年落雷及び豪雨の発生が増加傾向にあることから、これらに対する安全対策について綿密に検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。
- (3) 国有林又は保安林の利用については、これらの本来の目的、機能を十分に考慮して災害等の発生を防ぐ計画立案を原則とすること。
- (4) 事業実施に当たっては、周辺住民の理解が必要不可欠となることから、十分な説明を行うこと。

また、周辺地域に立地する学校や医院等の配慮が特に必要とされる施設の存在を、十分に考慮すること。